

## **静岡県婦人保護施設清流荘指定管理業務に関する評価委員会並びに県評価結果**

令和3年8月

静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

### 1 指定管理者名

社会福祉法人 葵寮

### 2 指定期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

### 3 指定管理業務評価の流れ

- (1) 令和2年度の指定管理業務について、指定管理者が指定された業務をどの程度実施したかを明確にするため、指定管理者による自己評価を行った。
- (2) 県では、事業報告書、自己評価表、その他必要と認める書類の確認と指定管理者へのヒアリングを行い、県としての評価を行った。
- (3) 自己評価と県評価の内容を、客観的に評価し、評価や改善点などを指摘し、今後の指定管理業務の向上につなげるため、静岡県婦人保護施設清流荘指定管理者評価委員会設置要綱に定められた評価委員会を開催し、指定管理者及び県へのヒアリング等をもとに総合評価を行った。（開催日 令和3年7月8日）

### 4 評価結果

- (1) 令和2年度業務に関する評価委員会による評価

#### ①総合評価（5段階評価）

令和2年度の実績は、「概ね評価できる」と判断し、「4」とした。

| 1        | 2        | 3       | 4       | 5       |
|----------|----------|---------|---------|---------|
| 全く評価できない | 概ね評価できない | 可も不可も無い | 概ね評価できる | 大変評価できる |

#### ②評価する点

- ・コロナ禍において感染者を出すことなく、特別定額給付金の受給支援等の臨時的な業務にも円滑に対応している。
- ・同伴児を含む利用者の意見について、アンケートに加え、面接等を行うことにより丁寧に聴取している。
- ・同じ心理士による複数回にわたる継続的な心理的ケアを行っている。
- ・利用者本人の意向を踏まえた健康管理を提案している。

### ③改善すべき点

- ・入所中の資格取得や心理プログラムについて、Webで提供されているものを活用するなど、新しい時代に合った支援に取り組むこと。
- ・年度末に運営費予算の執行残が生じないよう、計画的かつ効率的な執行に努めること。

## (2) 令和2年度業務に関する県評価の概要

### ①施設の利用、運営に関する業務

#### ア 職員配置

- ・仕様書や国の基準に基づき、適正な職員配置がされている。

#### イ 利用者のニーズの把握

- ・同伴児を含む利用者の意見について、アンケートに加え、面接等を行うことにより丁寧に聴取している。
- ・食堂に要望箱を設置し、常時ニーズを把握できる環境を構築している点、日々の会話の中からも利用者の変化に気を配りニーズを把握している。

#### ウ 事業報告等の適正処理

- ・基本協定書の規定に基づく報告が定められた期限内に提出されている。

#### エ 県の承認事項

- ・基本協定上、県の承認が必要とされている事項については、事前に県の承認を得て、承認どおりに実施されている。

#### オ 法令遵守及び個人情報の保護

- ・法人が独自に定めた規則に基づき、適正管理されている。
- ・ケース記録等個人情報が記載されたものは全て事務室の施錠できる書庫で保管している。

#### カ 財務状況

- ・業務委託を法人管理の他施設と合わせて委託することにより、スケールメリットを得るなど、経費節減努力をしている。

### ②入所者の処遇に関する業務

#### ア 利用者の安全確保

- ・夜間当直員の配置、機械警備、施錠の徹底、近隣交番との連携など、利用者の安全確保に努めている。

#### イ 利用者の健康管理

- ・毎朝の健康チェックやラジオ体操の実施、うがいの励行、嘱託医の受診等利用者の健康管理と感染症対策に努めている。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策については、手洗い・消毒、マスク着用の徹底、日々

の検温、定期的な換気等適切な対応をしている。

- ・但し、日常的な心理的ケアについて改善の余地がある。

ウ 利用者の自立に向けた取組

- ・金銭管理や自炊が困難な方等、様々な支援を必要とするケースがいる中、本人の意向を踏まえながら自立支援計画を作成し、それぞれの目標に向けて支援を行っている。
- ・退所者に対し、訪問や電話連絡等を行い、様子を確認し、相談に応じたり、支援が必要となった場合には市町福祉担当などの関係者につなげている。

エ 職員の資質向上

- ・女性相談関係や人権問題、社会問題等幅広い分野の研修に参加し、利用者への理解を深め、あらゆる課題に対応するための知識習得に努めている。
- ・習得した知識は所内研修で共有していることや、利用者向けの学習会を開催するなど、知識の還元にも努めている。

オ 関係機関との連携

- ・県こども家庭課、県女性相談センター、県健康福祉センター、市福祉事務所等と連携している。
- ・清流荘を利用した市福祉事務所等に対してアンケートを実施し、ニーズの把握、問題の共有に努めている。

③施設の維持管理に関する業務

ア 施設の補修・修繕状況

- ・補修箇所が発生次第適宜対応している。
- ・基本協定の範囲内で修繕計画を作成し、これに基づいて修繕が行われている。

イ 県有財産の管理状況

- ・貸付物品を自主点検する等適正に管理されている。

ウ 日常及び定期的な点検状況

- ・外部委託による建物設備の定期点検を計画的に実施している。
- ・職員による日常点検もを行い、不具合等について早期発見に努めている。

エ 清掃等の保守管理業務の状況

- ・外部委託による定期清掃、ごみ処理のほか、入所者による居室内、共有スペースの清掃が毎日行われている。
- ・月に1度「清掃活動」として、利用者と共に施設の外周も清掃している